

COPY

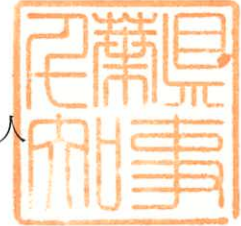
一般廃棄物処理施設設置許可証

令和8年6月15日

住 所 千葉県袖ヶ浦市長浦拓1号30-2
氏 名 エコシステム千葉株式会社
代表取締役 小山 光弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日	平成28年8月9日	許可番号	第28-3号
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設（破碎・焼却施設） 可燃ごみ、不燃ごみ、し尿・浄化槽汚泥、焼却灰、ばいじん、 感染性一般廃棄物		
設置場所	千葉県袖ヶ浦市長浦字拓1号30番2、30番3、30番4、 30番5		
処理能力	600 t/日（25 t/時間×24時間） 焼却施設（混焼） 600 t/日（25 t/時間×24時間） 破碎施設1 284 t/日（11.85 t/時間×24時間） 破碎施設2 240 t/日（10 t/時間×24時間）		
許可の条件	1 特定悪臭物質及び臭気濃度を、継続的に監視すること。 また、悪臭に係る公害苦情が発生しないよう、受入設備の 維持管理等を徹底すること。 2 騒音に係る公害苦情が発生しないよう、施設の維持管理等 を徹底すること。 3 施設の運転管理に当たっては、適正な維持管理を行うた め、焼却炉の維持管理マニュアルに従い運用するとともに、 職員の研修を定期的に行うこと。 4 感染性廃棄物の取扱いについて、取扱手順に従い、適正な 受入れ・保管管理及び焼却処理を行うこと。		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し、指示 を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けるこ と。		

平成31年4月16日 変更届（代表取締役の変更）

令和2年12月24日 変更届（破碎施設1の処理能力の変更）

令和3年12月1日 変更届（本店住所の変更）

令和8年5月11日 変更届（代表取締役の変更）

（以下余白）